主

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人木田茂晴の上告趣意は末尾に添附した別紙記載の通りである。

弁護人木田茂晴の上告趣意について、昭和二〇年勅令第五四二号「ポツダム宣言 ノ受諾二伴ヒ発スル命令二関スル件」は憲法に反しないことは当裁判所判例の示す ところであつて今これを変更する必要を認めない(昭和二三年(れ)第二七九号同 二三年六月二三日大法廷判決)。従つて右勅令の無効を前提とする論旨は採用しが たい、なお記録を精査するに刑訴第四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴第四○八条により主文の通り判決する。

以上は裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一二月四日

最高裁判所第三小法廷

裁判官 井 上 登

裁判官 島 保

裁判長裁判官長谷川太一郎は退官につき署名押印することができない。

裁判官 井 上 登